

新宿区教育委員会会議録

平成23年第2回臨時会

平成23年3月30日

新宿区教育委員会

平成23年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成23年3月30日(水)

開会 午後 3時04分

閉会 午後 5時34分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
事 務 取 扱			
学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之	教 育 施 設 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	副 参 事	松 田 浩 一
統 括 指 導 主 事	工 藤 勇 一	文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 査 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎	教 育 政 策 課 査 査	

議事日程

議案

- 日程第 1 議案第 2 2 号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 議案第 2 3 号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 2 4 号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 2 5 号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第 2 6 号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 2 7 号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第 2 8 号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 2 9 号 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 議案第 3 0 号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 0 議案第 3 1 号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 1 議案第 3 2 号 新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則
- 日程第 1 2 議案第 3 3 号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 3 議案第 3 4 号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 4 議案第 3 5 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 5 議案第 3 6 号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 6 議案第 3 7 号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

- 日程第 17 議案第 38 号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 18 議案第 39 号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 日程第 19 議案第 40 号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 20 議案第 41 号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 21 議案第 42 号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第 22 議案第 43 号 津久戸小学校及び江戸川小学校の適正配置について

報 告

- 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について（教育政策課長）
- 2 東北地方太平洋沖地震への対応状況について（教育政策課長）
- 3 家庭教育ワークシートについて（教育政策課長）
- 4 第 8 回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告及び津久戸小学校及び江戸川小学校統合等検討協議会合意文について
(副参事「学校適正配置担当」)
- 5 牛込地区学校適正配置における富久小学校 P T A アンケート結果の報告について（副参事「学校適正配置担当」)
- 6 その他

【資料配布】

- 1 平成 23 年度教育管理職等異動者一覧
- 2 平成 23 年度新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示名簿

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員によりしくお願いします。

本日は、「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に御出席をいただいておりますので、御承知おきください。

◎ 議案第22号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 議案第23号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

まず、「日程第1 議案第22号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」、
「日程第2 議案第23号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を
議題とし、一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

それでは、説明を教育政策課長からお願いいたします。

○教育政策課長 では、一括して議案等を説明いたします。なお大分な量にわたりますので多少説明が簡略になるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

まず、最初に新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則ですが、こちらは新宿区文化財保護条例の改正により地域文化財制度に関する規定を設けるほか、所要の規定整備を行うものです。

主な改正内容ですが、基本的には、1、2、3、4の部分は規定整備です。章立てにしたり、指定と登録の順番を変更したり、文化財が区外に移った場合の解除が必要な場合を加えたり、その解除の通知の様式を定めたりという内容でございます。

6、7、8につきましては、現状変更のときの協議について、それが今までは承認申請及びその承認、不承認を通知するという規定になっておりましたが、助言指導を受け入れて、その行為者自身が変更等をしていくという内容にあわせるということで、それに関連する規定の整備を行っております。

また、9のところは、文化財の奨励金、補助金の申請に関して、添付書類が必要なものを奨励金と補助金の項に分けたり、申請書の様式を定めたりしております。

そして10のところは、地域文化財制度の導入に伴い、認定の同意から認定の通知、認定台帳の作成、解除の理由、解除の通知、地域文化財プレートの交付などの規定を新たに規定したものです。

また、11のところは、文化財保護審議会に諮問を行うものは、第27条でさまざまな項目を挙げておりましたが、そのうち特に重要なものを加えることとしたものです。

施行日は、平成23年4月1日です。

続きまして、第23号議案の新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則ですが、こちらは新宿未来創造財団のインターネット施設予約システムの変更に伴い、新宿歴史博物館の講堂のインターネットによる利用申請の受付時間が24時間対応となるため、受付時間の規定を削除するものです。

施行日は、23年4月15日からでございます。

以上です。

○羽原委員長 説明が終わりました。議案第22号について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○石崎教育長 これで、地域文化財制度の規定が整備されて発足していくわけですが、実質的なスタートにあたり、どのように呼びかけ、業務を開始していくのか、説明をお願いします。

○文化観光国際課長 4月以降の具体的な事業展開に関するお尋ねでございます。

今、準備を進めておりますのは、まず4月25日号の新宿区広報で、きちんとした大きさの紙面をちょうだいしまして、地域文化財制度が始まりますということを全区民の方に周知するところから始めたいと思っております。

また、それとあわせて、特別出張所の各所長と今後の協議の必要はありますが、できれば出張所を単位として、各地区の町会連合会のような場でも少しばかりお時間をちょうだいして、事業周知に務めるところから入っていきたいと考えております。いずれにしても、今回大きく軸足をかえるのが、これまで1つ1つ学識の先生方に御議論いただく中で1件ずつ登録なり指定なりという判断をちょうだいしていましたが、今後は、区民の方と一緒に掘り起こしをしていくことが非常に大事なポイントになります。まず、そこからスタートを切らせていただき、その上で、例年6月ですとか10月、年に4回ほど保護審議会を開いてお

りますので、それを適宜適切なタイミングの中で一まとまりの地域文化財ということで意見聴取を行って、その上で効果的な発信に努められればと、そのように具体的な事業を考えておりますので、よろしくお願いたします。

○羽原委員長 よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

特にないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

議案第22号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

実務的なことでありますから、特によろしいでしょうか。それでは、議案第23号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

-
- ◎ 議案第24号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第26号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第27号 新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第28号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第29号 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第30号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 議案第31号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

- ◎ 議案第 3 2 号 新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園
条例施行規則
- ◎ 議案第 3 3 号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規
則
- ◎ 議案第 3 4 号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 議案第 3 5 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関
する規則の一部を改正する規則
- ◎ 議案第 3 6 号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規
則
- ◎ 議案第 3 7 号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正
- ◎ 議案第 3 8 号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則
- ◎ 議案第 3 9 号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- ◎ 議案第 4 0 号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する
規則
- ◎ 議案第 4 1 号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正
する規則
- ◎ 議案第 4 2 号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

○羽原委員長 次に、「日程第 3 議案第24号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施
行規則の一部を改正する規則」、「日程第 4 議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の期末手
当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 5 議案第26号 新宿区幼稚園教育職員
の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 6 議案第27号 新宿区義務教
育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 7 議案第28号 新宿区
幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第 8 議案第29
号 新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、
「日程第 9 議案第30号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の
一部を改正する規則」、「日程第10 議案第31号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第11 議案第32号 新宿区立
子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則」、「日程第12 議案第

33号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第13 議案第34号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第14 議案第35号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第15 議案第36号 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第16 議案第37号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」、「日程第17 議案第38号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第18 議案第39号 新宿区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、「日程第19 議案第40号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第20 議案第41号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第21 議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

それでは、説明を教育政策課長よろしくお願ひいたします。

○教育政策課長 では、議案につきまして、それぞれ概要に基づいて簡単に御説明いたします。

まず、第24号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則ですが、これは、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正によりまして、超勤代休時間制度が導入されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、まず条例の別表第1の備考で、規則で定める職員、これは園長のことですが、8,000円の加算規定がありました。それが削除されたことに伴い加算の適用をされる職員を定める第3条を削り第3条の2を3条に繰り上げるという規定整備をしております。

次に、条例第20条第5号の改正により、月60時間を超える超過勤務に積算から規則で定める日の勤務を除く規定が削除されたことに伴いまして、超勤代休の取得による支給を要しない超過勤務手当額の割合を規定しているものでございます。

内容はここに記載のとおりです。

次に、勤務1時間当たりの超過勤務手当額の算定を行う条例第20条第6号の規定が追加されたことにより、同項を17条第4項の引用状況に追加するものです。

次に、4から6までは、主に規定整備及び文言整理でございます。施行日は平成23年4月1日です。

次に、第25号議案の新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

ですが、こちらは公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の改正によりまして、派遣職員にも給与を支給することができるようになることに伴いまして、所要の改正を行うほか、幼稚園教員が職が4層制となることに伴い、期末手当の職務段階別の加算割合を改めるものです。職務段階別の加算割合はここに記載の表のとおりです。

また、期末手当の職務段階別加算対象職員の経過措置としまして、23年度から27年度までの加算割合を定めております。

施行日は、23年4月1日です。

次に、第26号議案の新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらは第25号議案と同様の趣旨で、公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の改正により、一定の業務に従事する派遣職員に給与を支給することができるようになることに伴いまして、所要の改正を行うとともに、勤勉手当の支給割合をその配分に改めるものです。配分の改める内容はこの表のとおりです。

また、幼稚園教育職員に主任教諭を設置し、職の構成を4層制に見直すことに伴いまして、職務の権限と責任に応じた処遇を実現する観点から、加算割合の見直しを行うもので、内容は表のとおりです。

そして、勤勉手当の職務段階別加算対象職員の経過措置としても、平成23年度から27年度まで表のとりの加算を規定しているものです。

施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第27号議案の新宿区義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらは、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正によりまして、義務教育等教員特別手当の支給月額の上限額が4,150円に引き下げられること及び職務の級が4級制になることに伴いまして、別表を改めてそれぞれ各級各号の支給額を定めたものです。内容は、別表がついておりますので御参照ください。施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第28号議案の、新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらにつきましても、幼稚園教育職員における職の構成の見直しに伴い新たに設置する副園長が担う職務・職責を踏まえ、副園長の管理職手当の額を定める必要があるため改正するものです。その割合は、副園長の職務・職責を考慮して給料月額に乗ずる算定割合を13%から15%とするもので、内容はこの表のとおりとなります。

施行日は、平成23年4月1日です。

続きまして、第29号議案の新宿区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の

一部を改正する規則ですが、こちらも、やはり職の構成の見直しに伴い新たに設置する副園長が担う職務・職責に踏まえ、副園長の管理職員特別勤務手当の額を定めるものです。管理職手当の算定割合の増加率を現行額に乗じて算出しておりまして、手当額は7,000円から8,000円となるものです。

施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第30号議案の新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらも、職の見直しに伴い幼稚園教育職員給料表級別標準職務表、初任給基準表及び昇格時の対応号級表を改めるものです。級別の標準職務表は別表第1のとおりです。職務の級の1級から4級にそれぞれ該当する標準的な職務を改めております。

次に、初任給基準表は、別表第2のとおりです。

この中には、助教諭等の項目がありましたが、それを削除しております。

次に、昇格時対応号給表は別表3のとおりですので御参照いただければと思います。

施行日は、平成23年4月1日です。

第31号議案の新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則ですが、こちらは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の改正によりまして、超勤代休の時間制度が導入されましたので、その所要の改正を行うものです。1週間の正規の勤務時間を38時間45分に改め、60時間を超えた場合の超勤代休時間の指定の機関の起算の方法を記載しています。また、その60時間を超えた場合の各区分に応じてどういった割合を超過勤務時間として掛けるのかということなどを規定したものでございます。

次に、超勤代休時間の指定は3時間45分、または7時間45分を単位として行うものとしております。また、超勤代休時間と年次有給休暇を合わせた3時間45分、または7時間45分とすることも可能とする規定を入れております。

以下、区の職員と同じような規定をすべて入れているものでございますので、ご覧いただければと思います。

最後に、超勤代休時間の導入に伴いまして超過勤務命令簿の様式を改め、超勤代休時間指定簿の様式を新設しております。

施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第32号議案、新宿区立子ども園を構成する幼稚園における新宿区立子ども園条例施行規則ですが、こちらは、子ども園を構成する幼稚園における教育委員会の権限に属する事

務について新宿区立子ども園条例の施行に関し必要な事項を定める規則を制定するものです。その理由は、子ども園の所管が区長部局に移管されることから、区長は区長の権限に属する事務について定め、新宿区立子ども園条例施行規則として定めており、教育委員会は幼稚園部分の保育に関することを規則で定めることとなります。区長が定める規則とその内容は同様でございますので、区長が定める規則を準用する規則として規定しています。この規則の制定に伴い、新宿区立子ども園条例施行規則、これは教育委員会規則でございますが、これを廃止するものです。

施行日は、平成23年4月1日です。

第33号議案の新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらも、子ども園について区長部局に移管したことに伴いまして、子ども園の管理運営規則につきましては、子ども園の幼稚園部分の管理運営に関するものについて、例えば学期、短時間、中時間保育を行う日の変更手続や教育課程の編成、指導要録、出席簿についての規定したものです。そして、区長部局では、新宿区立子ども園庶務規定でそういった内容を定めているものになっております。

施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第34号議案の新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則ですが、こちらは、既に子ども園に在籍している4歳、5歳の子どもが退園して区立幼稚園に入る場合には入園料を免除しております。今度、西新宿子ども園に3歳児が追加されることに伴いまして、この3歳児についても、退園して区立幼稚園に入る場合には入園料を免除する規定を設けるものです。

また、区立幼稚園における副園長の職の設置に伴い、教頭という名称を副園長と改めております。

施行日は、平成23年4月1日です。

続きまして、第35号議案の新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則です。

こちらは、子ども園の所管を区長に移すこと、また地域文化財制度の導入に伴い、区長部局の職員に補助執行させる事務を追加、削除するほか所要の規定整備を行っているものです。

概要の1番の(1)から(7)までにつきましては、子ども園の所管を区長に移管することから、補助執行の事務に加える内容です。福利、服務に関係することが主なるものです。

同様に、区長部局の職員に補助執行させていた子ども園のゼロから3歳の保育の実施の申

し込みや入園審査及び入園調整に関することは補助執行の必要がなくなりますので、補助執行事務から削除するものです。

次に、教育委員会の非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給に関することについては、既に人事課で事務処理を行っていることから、補助執行事務に加えるという規定整備を行うものです。

次に、地域文化財の認定制度の創設に伴い、地域文化財の認定に関する事務を補助執行事務に加えるものです。また、新宿区立図書館条例施行規則の題名改称、条文の移動について規定を整備しております。

補助執行事務の追加等に伴いまして、補助執行事務の事案の決定権者を定めるとともに、補助執行事務に子ども園長、副園長が決定する事案の事務を追加したため、学校事案決定規定を表に追加することといたしております。こちらは、少しわかりにくいので、新旧対照表をご覧ください。

こちらに改正案と現行案と対比になっております。特に事案決定のところを見ていただけますでしょうか。3ページ目でございます。第4条に、事案決定するときの前条の補助執行にかかる次の表の左の欄に掲げる事案の決定は当該右の欄に定めるものが行うものとするということで、新宿区教育委員会事案決定規程により教育長が決定すべき事項は副区長、新宿区教育委員会事案決定規程の規定により次長が決定すべき事案はそれぞれの部長ということで、総務部長、地域文化部長、子ども家庭部長というようになっておりまして、さらに新宿区立学校事案決定規程の規定により子ども園の園長が決定すべき事案を子ども園長とし、子ども園の副園長が決定すべき事案を子ども園の副園長というような形で子ども園長と子ども園副園長は、区長部局に移管している関係からこのような規定を設けているものです。

執行日は、平成23年4月1日です。

続きまして、第36号議案の新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらにも、子ども園の所管変更に伴いまして、教育委員会から、区長部局の職員に補助執行させるため、教育委員会から教育長に幼稚園教員に関する当該服務関係の事務の委任をしておりましたが、その委任を取りやめ教育委員会の権限に戻し、そしてその権限を先ほどの35号議案により補助執行するという規定改正をしているものです。子ども園の幼稚園教育職員の服務関係の事務について委任していた内容を取りやめるのは(2)以下に記載されている正規の勤務時間の割り振り、週休日の指定など、以下、兼職のまたは事業等の従事の承認などに至る服務関係に関するものです。

次に、超勤代休時間の制度の導入に伴いまして、幼稚園教育職員の超勤代休時間の承認を教育長への委任事項に新たに加えております。

また、区立幼稚園の園長の事務引き継ぎには子ども園が含まれないため、区立幼稚園の定義を外しております。

施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第37号議案の新宿区教育委員会の事案決定規程の一部改正ですが、こちらは、組織改正に伴って所要の規定改正を行うとともに、先ほど申し上げた区長部局への職員に補助執行をした子ども園の幼稚園教育職員の服務関係事務のうち副区長、総務部長、子ども家庭部長に事案の決定をさせる事案につきまして、それぞれが決定を行えるようにするため、教育委員会事案決定規程の教育長、次長が決定すべき事案に当該服務関係の事務を規定しております。

こちらでも少々わかりにくいので、37号議案の新旧対照表の別表の4ページをご覧ください。こちらの改正後と現行という表が載っておりますが、教育長は副区長に当たり、次長は部長に当たります。子ども園長の服務に関する記載をここに付け加えさせていただいております。

施行日は、平成23年4月1日です。

続きまして、第38号議案の新宿区教育委員会の非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらは非常勤職員の職の設置や廃止、報酬の額の改定に伴いまして、報酬の額等を定めている別表を改めるものです。

新設する職ですが、こちらは以前教育研究調査員として既に設置されていたところですが、改めて授業改善推進員として項を起こしたものです。廃止とする職につきましては、子ども園内科医から園長保育補助一般（2）までの職を廃止しております。これは子ども園の所管が区長に移管されることから、区のほうで規定するということになるものです。

また、報酬の額の改定ですが、一般職員の給料表が0.3%減の内容に改定されておりますので、同様に報酬の額を減と改正するものです。

次に、第39号議案、新宿区教育委員会の公印規則の一部を改正する規則ですが、こちらは組織改正に伴いまして所要の改正を行います。また子ども園の所管が区長に移管されることから、子ども園の公印を削除するものです。施行日は平成23年4月1日です。

次に、第40号議案の教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則ですが、子ども園の所管が区長に移管されることから、課の定義等の規定から子ども園を削除

すると同時に、副園長の職が設置されたことに伴いまして、教頭を副園長と名称変更しています。

こちら、施行日は、平成23年4月1日です。

次に、第41号議案の教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちら子ども園の所管変更に伴いまして子ども園の表記を削っております。また副園長の職の設置に伴う改正を行っております。施行日は平成23年4月1日です。

次に、42号議案ですが、新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則ですが、幼稚園教育職員の定義について職の見直しに伴い、副園長を加え、教頭、助教諭、養護助教諭及び講師を削除するものでございます。

施行日は、平成23年4月1日でございます。

以上でございます。

○羽原委員長 ありがとうございます。

条例や組織など、改正に伴う実務的な問題ではありますが、1件ずつ質疑と採決を行いたいと思います。

まず議案第24号についての御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第24号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第25号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第26号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第27号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第28号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第29号について御意見、御質問をどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第29号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第30号について御意見、御質問をどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第30号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了します。

議案第31号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第31号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号について御意見、御質問をどうぞ。

特に御質問がありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第32号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号について御意見、御質問をどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第33号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第34号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号について御意見、御質問をどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第35号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第36号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号について御意見がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第37号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

次いで、議案第38号について御意見がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第38号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号について御意見がありましたらどうぞ。

特にございませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第39号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第40号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第41号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第41号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第42号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特にありませんでしたら討論及び質疑を終了いたします。

議案第42号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

◎ 議案第43号 津久戸小学校及び江戸川小学校の適正配置について

◆ 報告4 第8回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告及び津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会合意文について

○羽原委員長 次に、「日程第22 議案第43号 津久戸小学校及び江戸川小学校の適正配置について」を議題といたします。

ここでお諮りします。

報告4 第8回津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の報告及び津久戸小学校及び江戸川小学校統合等検討協議会合意文については、議案第43号と関連します。まず報告4の報告を受け、引き続き議案第43号の説明を受け、その後両方について一括して討論及び質疑を行い、議案第43号の採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、報告4の報告からお願いいたします。どうぞ。

○副参事（学校適正配置担当） それでは、報告4につきまして御報告を申し上げます。

今回第8回の協議会の報告ですが、その前に経緯を確認する意味で、第7回協議会が2月17日に行われました。この第7回協議会におきましては、統合の必要性はなくなったという趣旨の合意文書の（案）について協議会として了承をされました。及びこの合意文書（案）の内容についての賛否について、両校PTA総会に改めて諮った上で、その結果を踏まえてこの第8回協議会において再度検討すると、こういう流れでございました。こういった流れを受けての第8回の協議会、並びに合意文についての御報告を申し上げます。

まず開催日時、3月15日火曜日、午後6時30分から7時40分で行われました。

開催場所は、いつもどおり江戸川小学校の3階ランチルーム。

出席者、協議会委員13名全員御出席されました。事務局が5名、傍聴が10名で行われました。

まず、会長より節電等のために本協議会を1時間程度で終わらせたいという提案をいただき了承されたということで、電気も半分ぐらいの暗いところで議論をさせていただきました。

続きまして、議事の概要ですが、まず、PTA総会の報告がありました。江戸川小学校PTA会長及び津久戸小学校PTA会長より、まず前回協議会で了承された合意文書（案）について、両校PTA総会でも了承されたという旨の口頭の報告がありました。

続きまして、合意文の検討ということで、両校PTAの意向を踏まえまして、事務局より、まず合意文（案）を読み上げ最終確認を行い、そして協議会の総意で合意をされました。その後、事務局より事務連絡ですが、今後、本日の3月30日の教育委員会で議案として提出予定であるということを説明したものです。

合意文につきましては、3ページをご覧ください。

3ページに津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会合意文と書いています。この文の中身そのものにつきましては、前回御報告をさせていただいた文案と変更ありませんので、内容については省略をさせていただきます。

続きまして、提言内容の検討についてということですが。

具体的には、統合を行わなくなった場合の教育委員会に対しての要望を中心としたさまざまなものをもとめていきたいというようなことで、その要望書の構成についておおむねこの

ような形だろうということでした承されました。なお要望内容についても、短期的な要望と中期的な要望を区分けしたほうがいい等々の意見がありました。

なお、要望書につきましては、5月を目途に取りまとめていきたいという協議会の意向がありまして、それまで本協議会を続けさせていただければと考えているところです。

それでは、添付書類によりポイントを御説明いたします。

まず2ページにつきましては、本検討協議会で合意文が合意されましたということを協議会の会長から御報告をいただいたという文章になっております。

3ページは、先ほど御説明申し上げたように、合意の中身です。

続きまして、4ページ以降につきましては、第8回の協議会で配付をさせていただいた資料をそのまま添付をさせていただいているところです。

したがって、5ページにある合意文(案)は、(案)がついていることと、それから、日付がないところ以外は、先ほどの3ページの合意文と全く同じ内容です。

6ページ、7ページにつきましては、今後、検討していこうというふうに考えている要望書の構成のイメージですとか、具体的な例ということで載せさせていただいております。まだ全く煮詰まっていないものですが、6ページの○が4つある中の2つ目と3つ目にございますように、本要望書のテーマといたしましては、江戸川小学校の子どもたちが増えていくための方策と両校のよりよい教育環境を整備していくための方策について、まず趣旨を明らかにした上で具体例に載せていったらいいのではないかというような話し合いがもたれた次第です。

添付書類の最後のほうに、合意文書(案)についてが添付されておりますが、これについても前回教育委員会で御報告させていただいたものと全く同じですので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上、第8回の協議会の報告、並びに合意文についての御報告は以上でございます。

○教育政策課長 では、第43号議案の津久戸小学校及び江戸川小学校の適正配置についてですが、第8次学校適正配置計画の基本方針にかかる津久戸小学校と江戸川小学校の統合は行わないこととするものです。

その提案理由ですが、津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会において、統合の必要性について熟議した結果、その必要性はなくなったとの合意が成立した。この合意にあるように、国の35人学級の導入による普通教室の確保や両校の通学区域内の未就学児の増加傾向など、教育環境の大きな変化に適切に対応しなければならないことから、クラス替えので

きる学校規模を確保するという教育委員会の基本的な理念は変わらないが、津久戸小学校と江戸川小学校の統合は行わないこととするためでございます。

以上です。

○羽原委員長 ありがとうございます。

長期間にわたって統合協議会の皆さんを初め、地元の方々いろいろな意見を出していただきまして、曲折ありましたがこのような結論になりました。基本的に、これからの人口の問題や学級数の政策の問題など、いろいろな問題は残っておりますが、とりあえずの状況で、まだ課題としては江戸川小学校の子どもたちが増えてくれるのかとか、いろいろな課題を抱えてはおりますが、この時点では、一定の結論、そして、また地域の、あるいは統合等検討協議会の理解のもとにこういう結論に至ったということでありまして、教育委員会としても、いろいろな形で協議をしたり意見を交わしたりということで今日に至りました。

ということで、ほぼこれで今日の議案を認めていただければ、これでとりあえずの決着ということになろうかと思えます。それでは、御意見等々ございましたら、どうぞお話しください。

教育長いかがですか。

○石崎教育長 この両校の適正配置の検討については、長い時間かけて、また初めての形ですが、検討協議会を設けて、PTA、地域の代表の方に入っていただき、本当に熱心な検討をしていただきました。また、早期に結論を出したほうが良いという情勢判断をされて、このような形で3月15日に合意されたということをもとにした今日の議案でございますので、私は賛成したいと思っております。

○羽原委員長 どうぞ、この機会に言わないと、しばらくは議題にならないと思いますので。

○菊池委員 私が教育委員になったときに、ちょうど統合するかどうかということが非常に盛んに議論されていたわけで、その背景にやはりよりよい教育環境を提供するということが、どういうことがベストなのかということが一番の主題に皆さん考えてこられたと思います。そして従来ですと、統合ありきでつくる統合協議会を、そうではなくて、現段階で最高の教育の環境を提供するのはどうすべきかということ、本当に教育委員会の事務局の方も、PTAの方たちや町の方たちとか、いろいろな識者の方もお見えになって、本当に検討されたと思います。その中で、こういう統合の必要はなくなったという意見は重く受けとめて、私もそうであろうと思いますので、賛成したいと思います。

○白井委員 菊池委員も述べていましたけれども、やはり子どもたちの教育環境を整備してい

くというような視点で、今回、今までと違った形で地域の住民の方たちが保護者も交えて検討協議会というところで熱心に議論していただいて、このような結論を出して、教育委員会に提案していただきました。そういう点では今までと違う適正配置のやり方でしたけれども、子どもたちにとって必要な教育環境というものを地域住民と一緒に考えることができたという点では、大変意義深い政策決定であったのではないかと感じています。したがって、やはり合意文を尊重して、今回は教育委員会としても、この結論で行くということが私も妥当だと思います。

○松尾委員 今まで、他の委員の皆さんが言われたことは全くそのとおりでと思います。その上で、今回の議案のもととなった第8次学校適正配置計画の基本方針を定めたときには、まず、江戸川小学校の児童数の減少がとまらないというような現状認識がありました。また当時では、国の35人学級の導入といったことはまだなかった。そういう状況であったわけです。それまで、もう基本的には人口は多かれ少なかれ減っていく方向で推移していて、そういった中で新宿区の適正配置計画というものがつくられてきた、そういう流れで来ていたのだと思います。ここに至って教育環境が大きく変化をしつつある。そういう段階に来ていると思います。その中で、統合等検討協議会におきましては、真摯な議論を積み重ねていただいて、子どもたちのことを第一に考えて、どのようにするのがよいかということを検討していただいたものと思います。そして出された合意でありますから、それを十分に尊重して、今後の取り組みに生かしていくべきだと考えられます。さらに、このように環境が大きく変化をしてきたという状況では、では今後どのようにしていくのかということが新たな課題として私たちの前にあらわれてきたというように考えるべきところだと思います。これまでは、人口が減っていくという多かれ少なかれ減少していくという傾向の中で適正配置計画を策定することによって、教育環境をよくしていこうということで話を進めてまいりましたが、今後は、もしかすると人口が増えるかもしれない、少人数教室になって普通教室が不足するかもしれない、そういった面を含めて、トータルではどのような形で新宿区の教育環境を整備していくのが子どもたちのためになるかという、そういう視点での取り組みがまさに今求められているのではないかと考えます。そこまで含めて、この議案については賛成し、教育委員会としては、今後よりトータルな取り組みを続けていきたいと私は考えております。

以上です。

○羽原委員長 ありがとうございました。

これから具体的な要望というものは出されてくる、このイメージのところにも江戸川小

の児童増のための方策、これは非常にある意味で地元側にとって大きな課題ではないかなと思います。小規模校はすべてがよく、大規模校はすべて教育に適さないという問題ではなくて、小規模校にも問題があり、大規模校にも問題がある。そのバランスというものをとらないと望ましい教育環境というのは確保できないという観点があると思います。小規模校で6年間同じ顔ぶれだけでの教育がいいと考えるのか、そうではなくやはり都会に育つ子どもたちにとって、クラス替えが可能であったり、いろいろな人々と触れ合うことができることがなくていいのか、あるいは多過ぎるとまた困るけれども、35人学級の枠内で教育が本当にできるかどうかなど、いろいろな課題がこれから出てくると思います。まずその最大の課題は、江戸川小学校にお子さんたちが順調に増えてきて、いい教育環境をつくってくださるかどうかというところが、また地元の課題になってくるのではないかという印象があります。ぜひ、この要望をまとめる中でも、これまでの英知を尽くしたような具体的な方向、あるいは方策が出されることを期待したいと思います。

特に、これでよろしければ、議案第43号の討論及び質疑、並びに報告4の質疑をこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では議案第43号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

-
- ◆ 報告1 新宿区教育委員会の権限に属する事務についての新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件の執行について
 - ◆ 報告2 東北地方太平洋沖地震への対応状況について
 - ◆ 報告3 家庭教育ワークシートについて
 - ◆ 報告5 牛込地区学校適正配置における富久小学校PTAアンケート結果の報告について

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から3及び報告5について一括して説明を受け、質疑を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長 では、報告1から3まで私から報告させていただきます。

報告1は、新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示した件の執行についてですが、これは、平成23年新宿区教育委員会第3回定例会において議決した教育委員会教育長に臨時代理を指示する件についてでございます。

これにつきましては、臨時代理の指示を受けた内容は、新宿区における指定管理者の指定の取り消し等に伴う管理の業務の特例を定める条例施行規則をその同条例が交付される日に制定することです。臨時代理は、平成23年3月23日に行ったところでございます。

続きまして、報告2です。

東北地方太平洋沖地震への教育委員会における対応についてです。

地震発生時の対応以下それぞれの状況に応じて資料をつくらせていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

まず、地震発生時の対応のときについて、幼稚園児は既に帰宅済みで、子ども園は保護者から迎え待ちという状況でした。また小学校1年生から4年生は帰宅済みで、5、6年生は在校中、また中学校は在校中、一部花園小学校と四谷中が卒業遠足で、ディズニーランドに行っておりました。そのほかの児童生徒について、また教職員について、けがはございませんでした。

在校児童・生徒への対応としましては、小学校5、6年生については保護者引き取り対応とし、迎え待ちの児童は、当日すべて深夜の段階で引き取ったということで、翌日3月12日の午前10時で全員引き取り済みという状況でした。

また、中学生は集団下校対応とさせていただきました。

卒業遠足でございますけれども、花園小では保護者が車をチャーターしまして、現地へかけつけ、葛西駅にてピストン輸送をし、児童と教員は地下鉄で帰宅し全員無事した。

また、四谷中におきましては、東西線が運転開始後最寄りの駅まで歩いて地下鉄で帰宅し、また特別支援学級の生徒がいましたが、その生徒はディズニーランドで待機し四谷中の校長がディズニーランドに向かっておりましたので、四谷中の校長がディズニーランドに到着後一緒に合流して帰ってきたという状況です。

次に、帰宅困難者への対応ということですが、地震当日交通機関が全面的に停止しました関係から、区立学校で帰宅困難者を受け入れることとなりました。小学校15校、中学校7校で避難所を開設し、合計で最大約1,250名の帰宅困難者を受け入れたということです。翌日交通機関がほぼ運転を再開したことを受けまして、午前9時には避難所の閉鎖を指示し、帰宅が困難な者については指定の避難所へ集約するよう依頼したところでした。

次に、学校施設の被害状況ですが、こちらは、別紙資料の1にあるとおりで、参考にご覧いただければと思いますが、3月18日時点で、この3月12日、13日の土日に教育施設課職員が実地調査を実施した結果をまとめています。工事、もしくは改修等が必要なものについては順次手当していく予定です。

次に、学校、幼稚園、子ども園への指示及び指導の内容ですが、まず翌週の3月14日月曜日の午前の通知です。授業については通常どおりの授業を実施するとし、また、教職員の出勤状況、給食の食材の調達見込み、委託業者の対応状況等を勘案して、給食の実施を、どうするか決定してもらうということで1つの指針を出しております。給食の食材到達の見込みが通常どおりにできる場合は通常どおりに実施し、それができない場合は午前中とする。また、教職員の出勤見込みが通常にできる場合は通常どおりで行い、教職員が足りない授業等が難しいような場合は登校時刻をおくらせるか、もしくは時間割の変更で対応するなど適宜判断していただくということです。

また、節電の対応を依頼しました。

小・中学校におきましては、学校施設を開放しておりますが、学校長の権限貸し、また未来創造財団で学校開放事業を行っておりますが、それについても指示があるまで中止とするという決定をさせていただき、また夜間照明のある学校の夜間校庭開放も中止させていただいております。

次に、3月17日におきましては、その後の対応ということですが、3学期が終了する3月25日までの対応については変更しない旨改めて通知をしております。

また、福島の第一原子力発電所の事故の対応がございます。3月15日には、保健所が作成しました放射線に関する資料を各学校、園に情報提供し、それをもとに冷静な行動をとっていただくようお願いしたものです。

その資料は、資料3ですが、これは、新宿区保健所がその都度その都度必要な情報を修正してありまして、今バージョン7ということで最新版をどんどん出しておりますので、私どももその最新版を学校等へ情報提供をしているところです。

また、3月23日に東京都において濃度の高い放射性物質が測定されたということで、乳児の飲料は避けるよう国、都から指導がありました。それを受けまして、区立保育園、子ども園、私立保育園を区内10ブロックに分け、拠点園に飲料水を配備したところです。

次に、被災者の受け入れについてです。

被災地域の児童・生徒の区立学校、幼稚園の受け入れということで、こちらは別紙資料4、

5ということでぜひ積極的に受け入れるようにという指示が来ておりまして、学校運営課長名でその就学について、または被災地域の幼児に対する区立幼稚園の受け入れ等について通知を出しています。現在のところ、小学生は11名、中学生は2名受け入れているという状況です。

次に、女神湖高原学園ですが、被災者の緊急受け入れ施設とするということで、別紙資料6に女神湖高原学園を含めコズミックセンター、それから区民健康村グリーンヒル八ヶ岳、また中強羅区民保養所の箱根つつじ荘をそれぞれ資料6に記載のと通りの受け入れ可能人数を出しています。4月30日までということで案内をしておりますが、30日現在のところ、コズミックセンターにおきましては3世帯9人、またつつじ荘におきましては5世帯9人、グリーンヒルは2世帯5人、女神湖においては、今のところ問い合わせも受け入れもゼロでございます。

続きまして、図書館等の関係です。

図書館が地震のときにどうであったかという内容についてですが、被害の状況調査を実施したところ利用者の被害はなく、施設被害は中央図書館の壁にひびがあるという状況でございますが、現在のところ利用に支障はないということでございます。

3月12、13は土日でしたが通常どおりに開館をいたしました。また、地域センターとの複合施設の図書館はエレベーターなどを使用できないということを表示すると同時に、階段を利用してもらうことといたしました。一方、角筈図書館は入居している施設は複合施設で地域センターですが、施設のエレベーターホールの天井がはがれかけている等のことがわかりまして、修復するまで休館というような取り扱いをさせていただいております。また、その他の館も開館時間を短縮いたしております。失礼しました。3月12日は、全館、図書館におきましては午後6時までということで開館させていただき、13日は通常どおりの開館でございます。

次に、女神湖高原学園については震度3で、人的、施設の被害はありませんでしたが、地震を原因とする利用のキャンセルはキャンセル料を徴収しないことといたしました。その後、区民保養所とともに避難者の受け入れをするということですので、4月30日までは休館という扱いになっております。

教育センターのプラネタリウムも当面休館ということと、さらにその他としまして、イベント関係も多くは中止しているところでございますが、西戸山中学校の閉校式と、それから新宿西戸山中学校の落成式などは延期などの対応は困難なことから実施させていただいてお

ります。

今後の対応ですが、計画停電実施の際の対応と、今後の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染への対応などの危惧は考えられるわけですが、計画停電については、今のところその対象地域に新宿区は含まれていないことから、まだ見合わせているところです。ただ計画停電が実施される場合を想定しまして、どういったことが学校で行わねばならないのかということシミュレーションする予定でおります。授業については、3時間程度の計画停電があっても、やり方を変える工夫なりでできる可能性はある。ただ一方で、水洗トイレが水が出ないことによって詰まってしまう可能性がありますので、その水を確保して流すような作業が必要になってまいります。そういったことの対応を学校でどのように行なうかなどのシミュレーションや、また3時間、午前中が停電になりまして、水が使えない等、または電気が使えない等で、給食が実施できない場合はお弁当にするのかどうかなど、そういったことを今後さらに詰める必要があるというように考えております。

次に、福島の原子力発電所の事故による放射性物質汚染への対応でございますが、これにつきましても、給食の食材の調達に支障を来す場合どうするのかというようなことがありますので、そういったことも含めまして、今後、国や都の発表などを注視しながら、適宜情報を学校に提供するとともに、実際にどうするのかということ具体的に検討していきたいと思っております。

また、これに関連して、移動教室の実施をどうするかということもまた改めて検討したいと思っております。

その他、資料は、後ほど参考で見ただければと思います。

続きまして、報告3、家庭教育ワークシートについてです。

これは、お手元に配付したように、1、2、3年生には、「「しかる」にかくれたホントの気持ち」、4年、5年、6年生には「なんとなく気になる子供の様子」ということで、今回このワークシートを作成させていただきました。

この作成の趣旨は、各小学校でPTAが企画している家庭教育学級等に参加できない保護者の方について、家庭教育についての振り返りの機会を提供しようということ、また、学校の保護者会等で、保護者の意見交換の機会の一つとして素材となるワークシートを作成したものです。

作成方法は、低学年用と高学年用の2種類でございます。

これについては、それぞれ読んで気づき生まれるように質問型式な形で記述ができるよ

うな型式としております。

つくり方としましては、この監修を教育関係者に依頼し、その監修者を中心に、教職経験者等によるプロジェクトチーム、いわゆる討議会というものを立ち上げて内容の検討を行い、そして成果物を編集、作成を業者委託したものです。

討議会メンバーは、ここに記載のとおりの内容でございまして、討議会は10回、編集会議は5回ほど開催しておりまして、印刷物は約8,000部作成し、各家庭に1部は必ず行くようにつくっております。

今後ですが、学校において、保護者会で活用していただくように依頼するとともに、23年度におきましても、今度は別なテーマでまたこういった形で作成をして、それぞれ家庭教育における子育ての振り返りに活用していただくように考えているところです。

以上です。

○羽原委員長 では、学校適正配置担当。

○副参事（学校適正配置担当） それでは、報告5、牛込地区学校適正配置における富久小学校PTAアンケート結果の報告をさせていただきます。

前回の教育委員会におきましては、本年度1年間の牛込B地区の取り組み状況について御報告し、あわせて、3月7日に富久小のPTAのアンケートが行われる予定であるという旨の事前の報告をさせていただいたところです。その流れの中で、今回は3月7日の開票の結果について御報告を申し上げるものです。

お手元の資料をお願いいたします。

アンケートの実施期間、2月22日から3月4日まで行われまして、開票の日時は3月7日午前9時から10時ということで、今回は我々も立ち会いをさせていただきました。開票結果については裏面のとおりです。

真ん中のところに数字が出ておりますので、こちらを読み上げさせていただきます。

まず、対象の世帯数76世帯、御提出をいただいた数が71世帯、世帯の93%です。

有効得票数が69票で有効票のうち、やむをえないが19票、統合をすべきではないが50票、白票が1票、無効票が1票ということでございます。提出数71から、白票と無効票の1票、1票を引いた残りの69票が有効数となります。

したがいまして、結果といたしましては、統合すべきではないが多数を占めたという結果でございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

こちらは、アンケートに自由意見欄がありまして、そこにお書きいただく欄がありまして、それぞれ「統合やむをえない」と書かれた方と「統合はすべきでない」と答えた方の御意見を抜粋させていただいております。少しずつ紹介をさせていただきます。

まず「やむをえない」の御意見。

常に冷静に建設的に話し合いをしてください。

統合する場合は、学区域の再編を行うべき。

少人数の良さもあるが、将来、社会に出て行く為の準備として、一学年2クラスずつは確保してほしい。

等々の御意見をいただいたところです。

3ページをお願いいたします。

続きまして、「統合すべきではない」の御意見、上から一部紹介をさせていただきます。

児童数が増えても、クラス替えができるほどの増員にはならず、中途半端に1クラスの人数が増えるだけとなる。

通学路の不安に対し、現実的かつ確実な解消策が提示されていないので、信用できない。

絶対すべきではないと思います

断固反対です。

等々の御意見をちょうだいしたところです。

なお、今後の予定です。統合をすべきではないというのが多数を占めた場合は、この富久小学校のPTAで考えた案といたしましては、引き続き我々事務局とPTAの皆様と、まずは話し合いをしていこうということが決まっております。そういう意味では、役員の改選も今後予定されておりますので、新しい役員の皆様と、できますれば来月になりましたら、今日の御報告をさせていただいた後に、意見交換もさせていただくとともに、あわせて、天神小のPTAの皆様からは、御案内のとおり、統合はやむを得ないというような御意志をおまとめいただいているという実態がありますので、当然この富久小学校のアンケートの結果等々については天神小のPTAの会長様等にお伝えはしていますが、4月になりましてから、また改めてこれからどのようにしていくのか、天神小の皆様ともしっかりと話し合いをしていくという中で、来年の取り組み方法についてどのようにしていくかを検討をし、必要に応じてこの教育委員会でもまた追って御報告等をさせていただきたいと、このように現時点では考えているところです。

報告は以上です。

○羽原委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました、報告1について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

これは事務的なことですので、特にございませんでしたら、報告2について御意見、御質問をどうぞ。震災の関係です。

○菊池委員 震災の被災者の方を受け入れるということでコスミックセンターなど非常に機能しそうですと思いますが、何年か前もコスミックセンターに受け入れられたということを知っています。被災者の方たちは、健康も非常に問題がある方もたくさんいらっしゃるかと思います。それについての対応、健康についての対応、医者の動員とか、何かそういうプランはありますか。

○教育政策課長 健康部の保健師が2名コスミックセンターに配置されまして、そこで健康不安と健康相談などを行っているということです。

医師につきましては、健康部が医師会に御相談をしているというような話を聞いておりますが、今のところ結論がどうなったかということはまだ聞いておりません。いずれははっきりするのではないかと考えております。

○菊池委員 開業医は、自分の患者さんたちがいますので、東北まで行くことができないのですけれども、ただコスミックセンターまでなら行けるので、メーリングリストで毎日いろいろな話題が載っておりますけれども、いつでも声をかけていただければボランティアでみんな行く気でおりますので、できるだけ早目にそういう依頼をしていただければ動きやすいかなと思います。

○羽原委員長 これはどこの出身の方たちですか。

○教育政策課長 具体的には聞いておりませんが、おおよそ相馬のほうの方々だというように聞いております。お子さんの区別でいきますと、子どもさんでは11カ月のお子さん、それから中学校1年生と中学校3年生のお子さんがコスミックセンターに、それからつつじ荘に、6歳の方が2人、4歳の方が1人受け入れているということでございます。

○羽原委員長 小さい子で大変ですね。中学生たちは、学校はどうなるのですか。

○教育政策課長 中学3年生のお子さんは卒業で、高校に入るときは私立高校に入るという話でございました。中学1年生の子も私立中学に入るという話で、公立では特段配慮は必要ないとお話を伺っております。

○羽原委員長 ちょうど新学期のときだから、スムーズに行かないと、大変かなと思ひまして質問しました。

角筈の図書館はいつぐらいに復旧するのですか。

○中央図書館長 問題の箇所は、大家である地域センターの入り口のエレベーターホールの部分です。地域センターからは、総務部施設課が点検をして、4月いっぱいは無理だろうというような状況です。5月になっても、いつ開館するかは、まだ施設課の職員が、どのような工法で、どのような工事を入れるか、そういったところを今調査している状況だと聞いております。

○白井委員 今回、報告を受けてはいますが、実際、この地震が起こったときに教育委員会として、大変だったと思います。どのような動きをしたのか、その辺の危機管理マニュアルなどあったとは思いますが、有効に適用できたのかどうか、その辺の活動を御報告いただければと思います。

○教育政策課長 教育委員会の対応ということでございますが、まず区全体の対応として、すぐ災対本部が立ち上がりまして、災対本部からいろいろな指示を受けながら、実際には行動したということです。その日は、交通機関もストップしましたので、職員がそのまま結局従事することができましたので、逆にいろいろな手配ができたということです。そのうち、避難所に通勤客がたまり出したという話を聞いて、危機管理課で、即応援の職員を各学校に送るということで、どのくらいの通勤客の避難が来ているかということを学校に調査をして、その報告を受けながら、どの学校を避難所として立ち上げるかなどの判断を教育委員会と危機管理課で相談し合いながら、この学校にしようというようなことで、そして教育委員会の職員よりもほかの部からそれぞれ応援体制がとれますので、例えばどここの学校はどこの職員が応援に入るというような取り決めがありますので、そういうところから職員を派遣させていただいたということです。

その後、例えば養護学校や西新宿小学校などは、もう応援職員がいないので何度か教育委員会でやってくれないかということで、夜の10時半過ぎでしょうか、そのくらいのとき急遽職員を応援に行かせたりとか、そのような対応をしました。

その日の深夜に私鉄が動き出したので、特に必要がなくて御家庭をお持ちの職員については帰っていただいて、その他の職員はそのまま泊まりがけで対応をし、翌日電車が動いているところから職員について解除命令を出して帰っていただいたということです。最終的には、翌日の昼の12時半くらいまで男性職員は残って対応しました。当然教育長や次長、私など管理職もその時間まで残って対応しております。

○次長 若干補足をいたします。

このようなときの初動として、まず最初に、避難所となる学校側からは、ほかの部課でも同様ですが、施設と人的被害、それぞれの報告をまず最初にしてもらおうということになっております。それで、地域の方に被害があったときは避難所になりますので、地域の方が学校に来てそこで避難所の開設をいたします。その運営について、避難所運営協議会というものが立ち上がるのですが、実は今回は区内には被害がなかったわけです。ですから、学校に地域の方がいらっしゃらなかった。避難所を運営する方がいらっしゃらなかったのに、帰宅困難者が集中してしまったということで、そのために職員がやらなければいけない。しかし現状では、各学校の先生方は、このような危機管理のときのメンバーに実は入ってない。今回は地域の方が動けないということで、急遽、先生方をお願いをして、泊まりがけで避難所運営についていろいろ御協力をいただいたということがございました。そこら辺については、今後も、避難所運営のかかわり方を教育委員会として考えていく必要があるのではないかと考えております。

○白井委員 私も、それを質問したかったのですけれども、私の勤務先の事務員なども四谷中にお世話になりました。帰宅難民の人のほうが安全だからということでまず学校に駆け込んでしまった。対応の権限は校長先生が持ってなくても多分対応して下さったと思うので、その辺、今回のことを受けてまた組み直すことにはなるとは思いますけれども、やはり学校長に一定の緊急時の判断、権限みたいなものをお願いせざるを得なくなる場面も考えたほうがいいのではないかと思います。

○教育政策課長 今、学校からそういったいろいろな課題を挙げていただいていますので、4月以降、危機管理課と、その課題にそれぞれ沿いまして、教育委員会と打ち合わせして、それなりに危機管理マニュアル、防災計画のマニュアルなども少し見直しをしようというようなことで、話し合いを進める予定でおります。

○羽原委員長 毛布や水、乾パンなどは各校保存場所になっているわけですか。

○教育政策課長 はい。そのとおりです。

○羽原委員長 その使用は区の判断ですか。

○教育政策課長 各学校に備蓄倉庫があってそういったものを備蓄しております。そこについては危機管理課が出していいという判断で、一斉に使わせていただきました。また学校でも、もう必要に応じて備蓄倉庫をあけて、必要なものは配布しますというようなことを事後で連絡をいただいたり、そういったこともございました。

○羽原委員長 電話は使用できたのですか。

○教育政策課長 はい。

○羽原委員長 それではよかったですね。

○教育政策課長 電話のほうがより確実に連絡し合えたということで、メールはもう皆さん忙しいからメールをあけて見ている暇がなくて、継走電話でいろいろ問い合わせをするほうが早かったというようなことをございます。

○白井委員 一応、新宿区の対応として、避難所を使った方の感想として、私の勤務先の事務員は四谷中で、その人は千葉、依頼者も、たまたま打ち合わせに来ていた人で埼玉がご自宅で、四谷小のほうに、やはり一番情報が集まるのは避難所ということで、そこに行ったということでしたが、すごく対応がよかったということを書いていましたので、お礼方々御報告いたします。

○羽原委員長 こういうパターンもあるけれども、違うパターンもあるわけで、Aケース、Bケース、Cケースの対応の検討をぜひお願いしたい。区が対応しないと学校が対応できないという、それはやはりまずいので、ある程度自由責任において対応するように、ぜひ工夫していただければと思います。

よろしいですか。では報告3について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

僕は、個人的に見て、家庭という限定ではこれで問題ないと思うけれども、しかる、怒る、という場合は、社会性のある行動をとらない子どもにもこれを適用していくと非常に甘い。しつけというのは厳しさを伴うので、その意味でこれを親に反省を求める趣旨のものとしては、大変よくできていると思うけれども、社会とのかかわりでいうと、この内容だと、親は反省して子どもは対社会の姿勢が十分ではないままに育ってしまうと困るなど。早稲田の経験者の先生がまとめたので、それはそれでいいけれども、今欠けている部分というのは対社会の、あるいは対人関係とか、そこのしつけ、あるいは対応の仕方が欠けているということが問題になっているときに、これだけだと何か少し物足りないような感じが僕としてはしました。

○教育政策課長 おっしゃる理由は、確かにこれだけということでは不十分だということは十分わかります。実際に、このプロジェクトにかかわった先生方の中では、どうしても1冊ということでしたので、これで1つのテーマで絞り込んだわけですがけれども、やはりこれだけではなく、もっと広く子どもの育ちを支援するためにいろいろなテーマを探し出して、そのテーマでつくっていききたいというような意向をお持ちですので、23年度以降もこれをシリーズものとして子どもの育ちをバックアップするようなものとして作成できればいいかなとい

うことで、今、皆さんと打ち合わせをさせていただいているところです。

○羽原委員長 大変良く、悪いとは思ってないのですが、物足りないということをお伝えください。

○白井委員 恐らく、羽原委員と同じような趣旨で発言することになると思いますが、このワークシートをつくるということは、教育ビジョンに基づいて、家庭の教育力向上と活動支援という中でワークシートをつくるということをビジョンに沿ってやった第一弾だったと思います。ただ、教育ビジョンをつくる時に議論したのは、もちろん子どもの気持ちを大事にして子育てするという視点も大事だけれども、基本的に、学校というところで共通のルール、こんなことをしてはいけないとか、そういうことが家庭ごとに結構ばらばらになってしまうと、親が家庭だけでやっている子育てをやろうとしてもなかなか難しいところがある。そういう意味では、もう少し皆がだれでも納得できるような、それが昔は常識と言っていたことだったと思いますが、そういうことができないか。例えば、そのときにDVD、ビデオでできるようなものとか、アイデアが出たと思います。ビジョンの中で具体的には出さなかったけれども、今後も、他のテーマで作成するというようなことなので、今度は、社会上のルールとして、こんなことをしてはやはりいけないよねっていうようなこと、例えば子どもが子ども同士かける悪い言葉もそうだと思います。いじめの発祥になる言葉もそうですし、そういうような社会的な観点からの言葉かけ、その他しつけの仕方みたいなことに視点を置いてつくってもらえれば、ここで書いてあるように、保護者会などで議論するときにおいても共通の内容としての認識ができ、議論になると思います。

今回の本もすごくよくできていると思います、私はすごく心痛くこれを読みましたがけれども、やはりそれぞれの親の反省だけで終わってしまう。保護者会で話すと言っても、その先に議論が発展ことが難しくなると思います。そういう点では、23年度もこういう形で取り組みしてくれるそうなので、羽原委員と同じような考えですけれども、その辺も御検討いただければと思います。

○松尾委員 こういうものというのは、恐らく現在の保護者の皆さんがおおむね感じているであろう、あるいはそういう指導の仕方をしているであろうという前提のもとで、それに対して、例えばこのようにしてみたらよくなるのではないかという提案がなされているものだと思うので、前提があつての話だと思います。ですから、これは、要するに未来永劫これが通用する、そういう普遍性のあるものではないのではないかと思います。ですから、その前提の部分まで含めて了解すればとっていいものではないかなと思います。もちろん、保護者、

また子ども、ここにもどこかに書いてあったと思いますが、千差万別ですから、全く同じルールがどの方にも通用するわけではない。けれども、1つの考え方として、よりよくするために1つの提案をしていると、そのように私は理解しました。

ですから、社会性の問題等もあると、そういうことも考えられます。例えば、はじめの問題であるとか、TPOにあわせて変えていくとか、もちろんいろいろなことが考えられると思いますけれども、その部分は、私たちみずからがよく考えて、それにあわせてこの提案を生かしていくという形でうまくやっていけるかなというように私は感じました。

1点、ちょっと話題が変わるのですが、1、2、3年生向けのほうの、8ページのところに、下のほうのコラムのようになっているところで、「どうすればできる？、どうすればわかる？」ということがありまして、子どもが片づけができない場合について考察されているんですけれども、その後段のところ、「まずは片づけ方を教えることです。大人が見本を見せ一緒に片づけます。その後自分でやらせてみます。すぐにはうまくできません何度か一緒にやってみます。うまく片づいたときはしっかりとほめてあげたいものです」と書かれています。ここの片づけ方というところは、片づけ方に限らず、例えば勉強でも、例えば足し算の仕方とか、作文の書き方とか、いろいろ変えても、応用がきく文章だなというように感じました。お手本を見せて、そして一緒にやって、そして、できたらほめてあげるという、そういうサイクルといいますか、そういう指導の仕方というのは、きっと学校の教室でも、あるいは家庭学習の際にでも、とても参考になる考え方ではないかと感じました。

○羽原委員長 よろしいですか。

それでは、次に報告5について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

段取り的には、これから新しいPTAの方たちが決まってからということですか。

○副参事（学校適正配置担当） 委員長仰せのとおりでございます。

○羽原委員長 わかりました。

◆ 報告6 その他

○羽原委員長 それでは、ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありましたらどうぞ。

○教育政策課長 1件ございます。

よろしく願いいたします。

○石崎教育長 事務局より1件その他ということで報告させていただきたい件があるのですが、

個人情報が含まれる内容ですので、当該個人に不利益が生じる恐れがありますので、ぜひ非公開による報告をさせていただきたいと思います。

○羽原委員長 ただいま教育長より非公開による会議の発言がありました。追加の報告事項は非公開により報告を受けることに御異議ございませんか。

[ありませんの発言]

○羽原委員長 それでは、非公開により報告を受けます。

大変恐縮ですが傍聴人の皆さん御退席ということでよろしく願いいたします。

[傍聴人退室]

午後 4時45分非公開

午後 5時34分再開

○羽原委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○羽原委員長 本日の教育委員会はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

午後 5時34分閉会